

市民協働推進計画（素案）修正箇所について

1 （質問No. 2） P 2 （配置の変更）

（2）計画の位置づけ

本計画は、「安城市市民協働推進条例」第8条及び第9条の規定に基づき策定しています。

なお、本計画は、「安城市自治基本条例」、「安城市市民参加条例」の理念に則り、また「第8次安城市総合計画」の個別計画として、本市の市民協働の推進を総合的・横断的に図る計画となります。

安城市自治基本条例 平成22年4月施行	市民が主役の自治の実現を図るために、市民参加と協働によるまちづくりを進めていくことを定めています。
安城市市民参加条例 平成23年4月施行	積極的な行政情報の提供により、市民参加の機会を広げ、市民が主体的に行政に関与できるまちづくりを目指し、市政への市民参加の具体的手続きを定めています。
安城市市民協働推進条例 平成24年10月施行	市民協働の基本理念や担い手の役割など、市民協働の推進に関する基本的な事項を定めています。

第8次安城市総合計画

■ 期間 ——— 平成28年度（2016年度）～平成35年度（2023年度）

■ 特徴

（策定の視点） (1)協働の視点 (2)横断的視点

「協働の視点」を計画の特徴の一つに掲げています。

（計画の役割） (1)戦略型の計画 (2)実効性 (3)個別計画との整合性

■ 基本理念

「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」の形成をまちづくりの基本理念と位置づけています。

「豊かさ」とともに「幸せ」を実感できる5つの要素「5K」

健康 (Kenko)、環境 (Kankyo)、経済 (Keizai)、きずな (Kizuna)、こども (Kodomo)

■ 目指す都市像

第8次安城市総合計画では、5つの要素のうち「健康」を軸に据え、「健幸」のまちづくりを推進していきます。

（目指す都市像） 幸せつながる健幸都市 安城

2 （質問No. 5） P 3 9

（3-2-5） 市民活動団体の自立を促すための制度の研究（★）	市民活動団体が、自立して活動を継続するための、「伴走支援」や「プロボノ」、 「ファンドレイジング」等の資金調達などの新たな支援策を研究します。	市民協働課
------------------------------------	--	-------

★印はステップアップ事業

※プロボノ：社会人が、仕事を通じて培った知識や技術などを社会のために役立てるボランティア活動のこと。

※ファンドレイジング：市民活動団体が、自らの活動のための資金を、広く寄附を募集するなどの手法を用いて調達することを言います。

- 3 (質問No. 6) P 7 2 段落目
「防火・防火」 → 「防火・防災」

- 4 (質問No. 1 5) P 2 5

(2) 第2次計画策定の重要ポイント

第2章の4で整理した主要課題を踏まえ、本計画は、次の4つの重要ポイントを掲げて策定しました。

1. 成果指標の設定 成果志向型の計画とするため、施策・事業の成果を測る数値目標を基本方針ごとに設定し、これに基づき計画的に施策・事業を推進します。 2. 自立した市民活動 専門性が高く、経済的にも自立した組織基盤がしっかりとした市民活動団体に発展していくための支援に力を入れます。 3. 市民活動団体と市との協働の更なる推進 市民協働により行うことでさらに大きな成果が期待される施策・事業については、これまで以上に市民活動団体との連携を強めていきます。 4. 団体同士の協働の促進 より深刻化し、困難になってきている様々な地域課題の解決に向け、地域団体と市民活動団体、地域団体と事業者、地域活動団体と事業者、地域団体同士、市民活動団体同士など、多様な協働を促進します。	
---	--

- 5 (質問No. 1 8) P 3 3

■ 社会福祉協議会の関連事業

(N o) 事業名	事業内容
(1 - 2 - 3) ボランティア養成講座の開催	ボランティア入門講座や手話基礎講座など、 <u>福祉に関する</u> ボランティア活動を行う人材を養成する講座を開催します。

6 (質問No. 3 0) P 4 2 基本方針 5 成果指標

【変更前】

市民活動団体や地域団体と市との協働事業数

現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 3 5 年度)
1 2 9 事業	1 9 3 事業

【変更後】

市民参加・市民活動支援に対する満足度

現状値 (平成 2 7 年度)	目標値 (平成 3 5 年度)
2 5 . 9 %	3 8 %

7 (質問No. 3 5) P 5 2

(2)協働を支援する機関の連携強化と役割の明確化⁴⁾

市民活動センターが軸になって、社会福祉協議会及び社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンターや生涯学習ボランティアセンター、青少年の家ボランティア活動支援センターが相互に連携して市民協働を支援します。⁴⁾

社会福祉協議会は、地域福祉をテーマとした地域団体による協働推進を支援する基幹的な組織として役割を担います。市民活動センターは、市民活動団体による協働推進の基幹的な組織としての役割を担います。⁴⁾

8 成果指標目標値の修正

【基本方針 1】

市民活動・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合

現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 35 年度)
21.6%	<u>修正後：26%</u> 修正前：25%

【基本方針 3】

市内の NPO 法人数

現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 35 年度)
38 団体	<u>修正後：45 団体</u> 修正前：44 団体

【基本方針 4】

協働という言葉の認知度

現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 35 年度)
38.3%	<u>修正後：66%</u> 修正前：65%